

『泉州開元寺志』の招慶省燈の伝について

石井修道

今世紀初頭に高麗版大藏經の藏外補版として、『祖堂集』二〇巻が発見された。この発見は、その後の禅宗史の研究に大きな展開を齎した。『祖堂集』は「序文」等によれば、五代南唐の保大一〇年（九五二）に、泉州招慶院にいた静・筠二禅徳によって編集され、時の寺主は招慶省燈であったという。静・筠二禅徳については、全く不明であるが、招慶省燈は、「序文」の撰者であり、『祖堂集』のいわば監修者であり、『祖堂集』の構成に影響を与えた『泉州千仏新著諸祖師頌』の撰者として知られている。『祖堂集』巻一三には、福先招慶和尚として立伝され、雪峰義存（八二二—九〇八）下の保福從展（？—九二八）に嗣法した人であるが、『祖堂集』の行状があまりに簡単なために、現在となつては読みとれなくなつた箇所が多かつたのである。

『祖堂集』については、『祖堂集索引』三冊（京都大学人文科学研究所刊、一九八〇年三月—一九八四年二月）を編集出版された柳田聖山教授が、数多くの業績を残され、招慶省燈につ

いても、特に『祖堂集』の資料価値（一）（『禅学研究』第四四号、昭和二八年一〇月）で、八九四—九六六年を含む八〇歳に近い一生として推定し、当時の泉州を中心とする社会状況を詳細に論じられている。後に紹介する『泉州開元寺志』によつて知られる示寂年次の開宝五年（九七二）から考えても、その年代推定はきわめて近似の数字であつたと評価すべきだと考えられる。その後、椎名宏雄氏は、『祖堂集』の編成（『宗学研究』第二二号、昭和五四年三月）で、『泉州府志』等により柳田説を補い、千仏院（白蓮道場）に一〇年住持したことを指摘された。

しかし、細かな点になると不明の部分も多く、『祖堂集』の成立事情の解明ともからむために、より明確な招慶省燈の行状が求められていた。

今回、新たに紹介する『泉州開元寺志』（以下『寺志』と略称す）は、永覚元賢（一五七八—一六五七）が、崇禎一六（一六四三）に編集したもので、「中国仏寺史彙刊」第二輯第八冊

(明文書局印行、一九八〇年二月)に所収されているものである。その中の省燈伝は、わずか一九三字にすぎず、示寂の年が明確なる反面、解明しなければならぬ問題も生じてくる。筆者は、『祖堂集』の行状の箇所は現在でこそ読みとれないが、簡潔な中にも省燈の行状が予想外に明確に示されているとする立場を取りたい。因って、まず、『祖堂集』と『寺志』のそれぞれの伝を対照して、さらに訓読を加えて紹介することにしよう。

福先招慶和尚。嗣保福。在泉州。師諱省燈。泉州仙遊県人也。俗姓阮氏。於彼竜花寺菩提院出家。依年具戒。先窮律部、精講上生。酬因雖超於浄方、達理寧固於広岸。因而謂云、我聞禪宗最上、何必局然而失大理。遂乃擁毳參尋。初見鼓山・長慶・安国、未湊機縁。以登保福之門、頓息他遊之路。後因一日、保福忽然入殿、見仏、乃拱手。師便問、仏拱手意作摩生。保福拱手而便擲。保福却問師、汝道我意作摩生。師云、和尚也是横身。保福云、這一概我自挿取。

『泉州開元寺志』の招慶省燈の伝について(石井)

釈省燈。仙遊人。姓阮氏。出家泉之開元。去遊呉楚、遍叩宗匠。已而往漳見保福展。因入殿次、展指仏問曰、仏恁麼意作麼生。師曰、和尚也是横身。展曰、一概我自収取。師曰、和尚非惟横身。展然之。遂為其嗣。梁天成間、刺史王延彬、造千仏院、致師住持。十余年、足不踰臬。晋開運初、黄紹頼守郡、遷主招慶。閩侯文進、奏昇明覺師号。未幾州乱、招慶火于兵。留從効建節清源寺。其別墅名南禪、掃招慶業、延師為第一世。法徒景附、成大法席。宋興徐相

于時而云、和尚非唯是横身。福深奇之。尋遊呉楚、遍歷水雲。却旋招慶之筵、堅秘竜溪之旨。後以郡使欽仰、請転法輪。敬奏紫衣師号浄修禪師矣。

福先招慶和尚。保福に嗣ぐ。泉州に在り。師の諱は省燈。泉州仙遊県の人なり。俗姓は阮氏。彼の竜花寺の菩提院に於て出家す。依年具戒す。先ず律部を窮め、精しく『上生』を講ず。因に酬いて浄方を超ゆと雖も、理に達して寧ろ広岸を固めんや。因りて謂いて云く、「我、禪宗の最上なると聞く、何ぞ必ずしも局然として大理を失わんや」。遂に乃ち毳を擁い參尋す。初め鼓山・長慶・安国に見ゆるも、未だ機縁に湊らず。以て保福の門に登り、頓に他遊の路を息む。後に因みに一日、保福、忽然と殿に入り、仏を見て、乃ち手を挙ぐ。師、便ち問う、「仏に手を挙ぐ意作摩生」。保福、

為藩表聞。太祖嘉之、賜真覺師号。開宝五年、遷化、塔号瑞光。

釈省燈、仙遊の人。姓は阮氏。泉の開元に出家す。去りて呉楚に遊び、遍く宗匠を叩く。已にして漳に往きて保福展に見ゆ。因みに殿に入る次、展、仏を指して問うて曰く、「仏恁麼の意作麼生」。師曰く、「和尚も也た是れ身を横たう」。展曰く、「一概、我、自ら収取せり」。師曰く、「和尚は惟だ身を横たうのみにあらず」。展、之を然りとす。遂に其の嗣と為る。梁の天成の間(九二六～九三〇)、刺史王延彬、千仏院を造り、師を致して住持せしむ。十余年、足、臬を踰えず。晋の開運(九四四～九四六)の初め、黄紹頼、郡を守り、遷して招慶を主らしむ。閩侯文進、奏して明覺

手を挙げて便ち擲つ。保福、却て師に問う、「汝、道え、我が意作摩生」。師云く、「和尚も也た是れ身を横たう」。保福云く、「這の一轍、我れ自ら挿取せり」。時に于て云く、「和尚は唯だ是れ身を横たうのみにあらず」。福、深く之を奇とす。尋いで呉楚に遊び、遍く水雲を歴たり。招慶の筵に却旋し、堅く竜溪の旨を秘す。後以に郡使、欽仰して、法輪を転ぜんことを請う。敬いて紫衣と師号の淨修禪師を奏す。

(W—二一—二二)

(二六丁右左)

諱は省燈という。『祖堂集』の版本は、「燈」が「澄」にみえるが、元來「燈」であったと思われる。『伝燈録』卷二二も省燈となっている。問題は、『祖堂集』の序文に、「泉州招慶寺主淨修禪師文燈述」とあって、文燈と別諱らしきものが伝っていることである。他に見られぬ「文燈」の諱は、現段階では、筆者は高麗高宗の三三二年(一二四五)の開版時において「省」が「文」に誤刻されたものと考え、別に「文燈」の諱があった訳ではないと思う。

の師号を昇らしむ。未だ幾くならざるに、州乱れ、招慶、兵に火く。留從効、節を清源寺に建つ。其の別墅、南禪と名づけ、招慶の業に帰し、師を延いて第一世と為す。法徒景附し、大法席と成る。宋興り、徐相、藩と為り表聞す。太祖之を嘉し、真覚の師号を賜う。開宝五年(九七二)、遷化する。塔を瑞光と号す。

賜号については、三つ知られ、朱文進の奏上した明覚大師、宋の太祖に賜わった真覚大師、および『祖堂集』に四六カ所みられる淨修禪師である。淨修禪師の賜号は、留從効の奏上になると思われる点については、後述したい。明覚大師については、『泉州千仏新著諸祖師頌』に「後招慶明覚大師述」とみえ、真覚大師については、『伝燈録』卷二九に「招慶真覚大師頌」とあり、また『羅湖野録』卷下の汝陽広慧禪師の行状にみえることが指摘されている。なお、雪峰義存やその法嗣の竜華靈照も真覚と賜号されているが、『祖堂集』にみえる四カ所の真覚大師は、省燈でなく、義存と靈照のことである。

省燈は、泉州仙遊県の阮氏げんに生まれた。雪峰門下の報恩懷岳、安国弘瑫と同郷である。仙遊県の西の竜花寺の菩提院で出家した。二〇歳になって、具足戒を受けた。『寺志』は、泉州開元寺で出家したとする。『寺志』には、支院に菩提院を伝えるが、出家は『祖堂集』のいうように故郷の仙遊県と思われ、あるいは受戒が泉州の開元寺であったと考えられよう。

まず、律部を研鑽し、『弥勒上生經』を精細に講じたが、枝葉末節にとらわれて根本を見失ってはならないと考え、教を捨てて禪門を敲いた。鼓山・長慶・安国に参じた。『祖堂集』にあるが、柳田教授が分析されるように、鼓山神晏

(八六三—九三九)、長慶慧稜(八五四—九三二)、玄沙師備(八三五—九〇八)をさすと思われる。『玄沙広録』に省燈の名がみえることから、省燈が玄沙に参じたことは確かである。

『淳熙三山志』卷三八によると、福州懷安県忠信里に安国院はあり、会昌の破仏で廢れていた寺を、乾寧二年(八九五)に忠懿王王審知が復興し、光化の初め(八九八)に、師備を雪峰から迎えて住持させたと伝える。玄沙寺は、『三山志』によれば、賢沙寺ともよび、宗一禪師の塔院で、同県の懷賢里の昇山の下にあり、開平元年(九〇七)に建てられた。師備は翌年の一月二八日に示寂している。

玄沙と省燈との出会いから、省燈のおよその生年を推測しておきたい。依年具戒後に玄沙にあったことになるが、玄沙が示寂した開平二年が省燈の何歳の時にあたるのであろうか。省燈は『弥勒上生経』を講ずるまでになったのであるから、二〇歳の時に玄沙にあったのではなく、何年かを過ぎて、玄沙に投じ、その後玄沙が示寂する。その示寂の年を仮に省燈の二五歳とすると生年は中和四年(八八四)となる。『泉州開元寺志』では、省燈の寂年を開宝五年というから、省燈が八九歳で示寂したことになり、およそ八八四—九七二年の一生となる。

三人の下では機縁かなわず、最後に参じたのが、保福従展である。従展の伝も細かな行状は不明であるが、省燈が三四

『泉州開元寺志』の招慶省燈の伝について(石井)

歳の貞明三年(九一七)頃に、漳州保福院に住していた従展を尋ねたのであろう。従展の下で、他遊することをやめ、やがて法を嗣ぐことになる。

省燈の初開堂に至る状況を『寺志』は伝えていないが、『祖堂集』の次の記事は注意する必要がある。

尋いで呉楚に遊び、遍く水雲を歴たり。招慶の筵に却旋し、堅く竜溪の旨を秘す。
(V—二)

保福従展の下を去った省燈は、呉楚の間に遊山したのである。やがて再び招慶に戻って来て、保福の嗣法を明らかにしたのである。竜溪とは、漳州竜溪県のこと、ここでは漳州保福院従展をさしている。その嗣法を明らかにした場所はどこか。それはかつて慧稜に参じた招慶院である。初開堂の記録は、先に紹介した『祖堂集』の文につづいて存し、その中に注目すべき問答も残っている。

師、初開堂の日、座に昇りて頃聞しやうくして云く、「大衆、向むか後に別処に到り、道伴に遇わば、作摩生か他に準しやう似せん。若し準得すること有らば、試みに衆に對して準し看よ。若し準得せば、上祖に辜負することを免れ、亦た後來を埋没することを免る。古人道く、『心、君子に通ぜば、文外に相見す』と。還た這个有りや。況や是れ曹溪門下の子孫、作摩生か理論すべく、作摩生か提唱すべし。若し問わんと欲せば、宗乘中に置問し来たれ。時に人有りて始めて云く、「和尚に諮しやうう」。師云く、「白雲千里万里」。学云く、「承

『泉州開元寺志』の招慶省燈の伝について（石井）

るに和尚言えること有り、『宗乗中に置問し来たれ』と。請う和尚、答えよ。師云く、「与摩に也た在るべし」。問う、「昔日、覚城の東際に、象王、廻旋す。今日、閩領の南方に、如何が提接す」。師云く、「会すや」。僧云く、「与摩ならば則ち一機啓く処、四句追い難し。未だ委しくせず、従上の宗乗、什摩辺の事を得成すや」。師云く、「退後礼拝し、衆に随いて上下せよ」。問う、「昔日、靈山の会、匿王、仏を請す。今日、招慶、太尉、師を迎う。人天、坐隅に交接す。至理、願くは開演を垂れんことを」。師云く、「者の問を屈著すること莫きや」。僧云く、「与摩ならば則ち慈舟已に駕れり、苦海、何ぞ憂えん」。師云く、「不敢」。問う、「昔日、梵王、仏を請す。蓋し奉法の心が為なり。今日、太尉、筵に臨む。如何が拯済せん」。師云く、「是れ拯済せざるにあらず、還た肯うや」。学云く、「既然に此の如くならば、今日の一会、当に何人の為なるべし」。師云く、「老兄の為ならず」。僧云く、「什摩人の為なるや」。師云く、「却て老兄の為なり」。

(V—二二—二四)

省燈の初開堂の場所が招慶院であることは確実である。

『寺志』には初住の場所を招慶院と記録せず、天成の間（九二六〜九三〇）に千仏院に住したことを示している。ゆえに千仏院に住持するに当り、招慶院で開堂したと解することもできる。宋代の語録の記録によれば、出世道場と開堂法語や受請上堂が行なわれる場所が異なることは、よく見られることである。しかし、筆者が、『祖堂集』の記事に注目したのは、

招慶院で初開堂したことは、同時に招慶院に住持したことを意味するものと推測するからである。

ところで、この推測は、従来言われて来た招慶慧稜の法嗣の道匡が師の招慶院の後席を継いだとする説にたつかぎり成立しないのである。つまり、『伝燈録』卷二に次のように伝えてい

泉州招慶院道匡禪師は、潮州の人なり。稜和尚の始めて招慶に居せしより、師、乃ち入室参侍す。稜和尚の召されて長楽府に入りて、化を西院に盛んにするに暨んで、師、踵を継いで招慶に住す。学衆、故の如し。（四部叢刊本—一〇丁左）

果してこの記事は、そのまま受け取ることができるであろうか。筆者は、この記事はすでに招慶と呼ばれる省燈と道匡との混同が存すると考える。柳田教授は、『伝燈録』卷二二の保福下の「泉州後招慶和尚」とは、「泉州招慶省燈禪師」の別出であるという混同を指摘されているが、『伝燈録』が「招慶」と呼ぶ寺や人には、混乱があることも確かである。

そもそも、招慶院は、『伝燈録』卷一八の慧稜章や『泉州府志』卷二四によれば、天祐三年（九〇六）に、泉州刺史王延彬が創建して、慧稜を開山に迎えたことにはじまると言われる。『淳熙三山志』卷二一と卷三四によれば、慧稜が泉州招慶院より福州候官永欽里の怡山の西院（長慶院、西禪寺ともいう）に移ったのは、天成二年（九二七）一〇月のことであ

る。その間、省燈は慧稜の指導を受け、保福從展に嗣法後に遊山して、再び招慶院に帰って来ていたのである。いつ招慶院に帰ったかは、定かではないが、慧稜が西院に移る以前であつて、慧稜が西院に移つた後に、招慶院の後席をついで住持したのが省燈であつたと思われる。『祖堂集』に「招慶の筵に却旋し、堅く竜溪の旨を秘す」とある意味は、そのように理解してはじめて通じよう。その時の開堂の記録が、先に紹介したように残されているのである。

省燈の初住過程を先に決定したのは、『祖堂集』卷一三の道匡章が、『伝燈録』の記事と大きな違いを示しているからである。

招慶和尚。長慶に嗣ぐ。泉州に在り。師、諱は道匡、漢国潮州の人なり。姓は李なり。閩に入りて怡山に参見し、密に心源に契あはる。後以後に泉州王太尉、請うて法輪を転ぜしむ。閩王、紫と号の法因大師を賜り。(N—1)

道匡が慧稜に参じたのは、泉州の招慶院ではなく、福州の怡山西院であつた。ゆえに、道匡は、慧稜が怡山西院に移つてすぐに泉州招慶院に住したのではなく、道匡の前に慧稜のあとをついで招慶院に住持した人がいたことは間違いないのである。それが省燈と考えてよいであろう。

今一つ先の推測を進める上において明確でなかつたのは、王延彬の没年問題である。王延彬は、武肅王王審邦(？—九

『泉州開元寺志』の招慶省燈の伝について(石井)

〇三)の長子で、父の後に泉州刺史になり、泉州の仏教保護をした人である。審邦の弟の忠懿王王審知(八六二—九二五)は、閩の仏教保護をした人として名高い。王延彬の伝は、『十国春秋』卷九四にある。ただ、貞明六年(九二〇)に僧浩源に唆されて王位をねらい、その事が発覚して王審知より泉州刺史をやめさせられて後に、どれ程生存していたかが不明であつた。特に『十国春秋』卷九四の「延彬再任泉州、前後二十六年。一云十七年」をどのように解するのかが不明であつた。今、その詳細な没年の検討は控えるが、結論をいえば、泉州刺史の再任とは、王審知没後に天成元年(九二六)に即位した惠宗王延鈞(鐸)の時であり、延彬の子の継崇が長興元年(九三〇)に泉州刺史となる前まで生存していたと考える。『泉州開元寺志』には、その間の生存を伝える記事が多くみられるのである。

省燈を招慶院に招いた太尉とは誰か。檢校太尉であつた王延彬と考えて間違いないであろう。『祖堂集』にみられる泉州王太尉の語の用例からも、王延彬と考えられる。それでは、省燈の招慶院に住した時期はいつか。先に推測するよう、慧稜が天成二年に怡山に招かれて後のことと考えてよいであろう。

しかし、省燈の招慶院の住持はわずかで終つた。それは、王延彬が開元寺内に千仏院を創建し、省燈を開山に招いたか

らに外ならない。千仏院に住持すること一〇年以上に及んだのであり、開運元年（九四四）に再び招慶院に住するまで、ここで活躍する。『寺志』では、千仏院の住持を天成の間（九二六～九三〇）とするので、天成四年（九二九）頃の住持といえよう。千仏院に省愷を招いた王延彬は、招慶院に道匡を迎え、すぐに没するが、宗教政策は、その子の王継崇に承け継がれる。省愷の『泉州千仏新著諸祖師頌』の撰述もこの時のことである。泉州開元寺は、肅清門の外、唐の城西門の外にあったもので、現在も存している。その創建は、垂拱二年（六八六）に、郡儒黃守恭が、桑の樹に白蓮花が生ずるのを不思議に感じ、邸宅を寄捨して、蓮花寺と名づけ、匡護を開山としたことに由来する。省愷を白蓮と呼ぶ例が『祖堂集』にみえるのも、省愷が開元寺の支院の千仏院に住したことに基づくのである。『祖堂集』の成立は、さらに後のことになるが、基づく原典蒐集作業やその保管は、この時期が重要と思われる。後に述べるように、招慶院は、兵火で焼失してしまふからである。

『寺志』ではじめて明確になったものに、省愷の開運元年（九四四）の招慶院の住持がある。開運元年は、泉州の歴史の中でも大事件のあった年である。三月一三日、朱文進らの手によって、王延義は殺された。朱文進は、自ら閩王と称し、羽林統軍使黃紹頰を泉州刺史としたのである。泉州刺史

の黃紹頰が省愷を招慶院に招き、朱文進が明覺大師の師号を奏上するのである。しかし、当時の泉州は、少しの間も安定することはなかった。一月には、留從効は、同志とはかり、黃紹頰の首を斬り、王氏の復興をねがい、やがて朱文進の兵と戦い、閩一二月朱文進らが斬り殺されて、その戦乱は終結した。慧稜が住した招慶院は、この戦いの中で、焼失してしまったのである。この時の省愷の住持は、わずか九カ月で招慶院を失ったのである。

やがて閩は亡び、南唐保大四年（九四六）、留從効は、泉州刺史となり、泉州は南唐に属することになる。この留從効が、別墅の南園を南禅寺とし、その寺を招慶院として再興した。その場所こそ、『祖堂集』が編集された招慶院であり、その第一世に省愷が迎えられたのである。『祖堂集』に「福先招慶和尚」として立伝されているところから想像すると、再興した寺を「福先招慶院」と呼んだのではないかと思われる。今、一度、確認するならば、慧稜が開山であった招慶院と、『祖堂集』の編集された招慶院とは、別処であつて、再興の意図からいえば、先の招慶院を承継いだものである。再興された招慶院は、さらに承天寺と改められた。『泉州府志』巻二四の「承天寺」の項は次のように整理されている。

承天寺は崇陽門内の東南に在り。唐の天祐中（九〇四～九〇七）、王延彬、始めて福先招慶院を北山に創む。後に兵に燬かる。留鄂

公從効、乃ち別墅の南園を以て寺と爲し南禪と号す。田庄九百石を捨てて併せて招慶の業を以て焉に歸す。宋の景德の間（一〇〇四～一〇〇七）、賜りて承天と名づく。元末の兵、火き、存する者有ること鮮し。（一八丁右左）

『祖堂集』は、保大一〇年（九五二）に編集された。その編集の場所の招慶院は、おそらく当時、福先招慶院と呼ばれていた。従来、招慶院が混同されて来たのも、複雑な再興問題があったからであり、その点はここに明確になってきた。『祖堂集』の成立時、省燈は、六九歳であった。

今、一つ、確かにしておきたいことは、『祖堂集』の省燈の行状の最後の文である。

後、以に郡使、欽仰して、法輪を転ぜんことを請う。敬いて紫衣と師号の淨修禪師を奏す。（六一二）

『祖堂集』には、四六カ所に「淨修禪師」の号が使用されている。省燈は、開運元年（九四四）に賜わった明覚大師の号があった。『泉州千仏新著諸祖師頌』には、明覚大師述とある。この頌を『祖堂集』に引用する場合は、淨修禪師の作として引用されている。それでは、淨修禪師の号を奏上した郡使とは、一体だれであろうか。柳田聖山教授の編になる『祖堂集索引』三冊によれば、「郡使」の語はこの箇所のみ使用された特殊な語である。『祖堂集』が編集された保大一〇年の泉州郡使とは、留從効である。留從効は、建隆三年（九六二）

『泉州開元寺志』の招慶省燈の伝について（石井）

に五七歳で没するまで、保大四年より郡使をつとめていた。省燈章には、『祖堂集』の成立に最も外護をした時の郡使の留從効の名が、明確に記されていたのである。この留從効によって奏上された師号の淨修禪師の名が、頻出するの、『祖堂集』の成立する時と場所を考えれば当然のことであった。千仏院の明覚大師の『頌』から招慶院の淨修禪師の『祖堂集』への師号の順序は、逆ではありえない。しかも、留從効は、泉州が南唐の支配下になっても、閩の王氏を忘れることなく、質素を旨としていたと、『十国春秋』巻九三の伝は伝えている。王延彬による雪峰下の保護と留從効によるその継承があつてはじめて、『祖堂集』の成立が可能であった。省燈は、『祖堂集』成立以降も留從効との交流を当然続けた。南唐も滅び、宋が建国されても、徐鉉（九一七—九九二）の奏上により、省燈は真覚大師の号を太祖より賜わった。省燈が示寂したのは、開宝五年（九七二）のことであり、塔号を瑞光と言った。推定年齢で、八九歳である。

留從効が泉州刺史となつた保大四年から数えて、省燈は二七年間、招慶院に住した。『祖堂集』の成立は、六年目である。初開堂を推定のごとく考えると、省燈は前後、四六年間、泉州で化を振ったことになり、泉州の禪風の一翼を荷ないつづけたのである。

（一九八五・八・二七）

（駒沢大学教授）